

作成日： 平成 24 年 6 月 13 日

改訂日： ー

## 製品安全データシートMSDS

## 1. 製品及び会社情報

製品名	SMB-EPO60
会社名	シンコー株式会社
住所	〒581-0053 大阪府八尾市竹濑東3-147
担当部門	品質保証課
電話番号	06-6709-9574
FAX番号	06-6709-6652
推奨用途及び使用上の制限	各種工業用ゴム製品用


## 2. 危険有害性の要約

## 【GHS分類】

物理化学的危険性	: 火薬類	分類対象外
	: 可燃性・引火性ガス	分類対象外
	: 可燃性・引火性エアゾール	分類対象外
	: 支燃性・酸化性ガス	分類対象外
	: 引火性液体	分類対象外
	: 可燃性固体	分類対象外
	: 自己反応性化学品	分類対象外
	: 自然発火性液体	分類対象外
	: 自然発火性固体	分類対象外
	: 自己発熱性化学品	分類できない
	: 水反応可燃性化学品	分類対象外
	: 酸化性液体	分類対象外
	: 酸化性固体	分類対象外
	: 有機過酸化物	分類対象外
	: 金属腐食性物質	分類対象外
	健康に対する有害性	: 急性毒性（経口）
: 急性毒性（経皮）		分類できない
: 急性毒性（吸入：ガス）		分類できない
: 急性毒性（吸入：蒸気）		分類できない
: 急性毒性（吸入：粉じん及びミスト）		区分外
: 皮膚腐食性／刺激性		区分3
: 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分2	
: 呼吸器感作性	分類できない	

	: 皮膚感作性	分類できない
	: 生殖細胞変異原性	区分2
	: 発がん性	区分2
	: 生殖毒性	区分2
	: 標的臓器／全身毒性（単回暴露）	区分1
	: 標的臓器／全身毒性（反復暴露）	区分1
	: 吸引性呼吸器有害性	分類できない
環境に対する有害性	: 水生環境有害性（急性）	区分3
	: 水生環境有害性（慢性）	区分3

## 【GHSラベル要素】

絵表示	:	
-----	---	---

注意喚起語	: 危険
危険有害性情報	: 軽度の皮膚刺激
	: 眼刺激
	: 遺伝性疾患のおそれの疑い
	: 発癌のおそれの疑い
	: 生殖能または胎児への悪影響のおそれ
	: 臓器の障害（吸入・全身）
	: 長期または反復暴露による臓器の障害（肺）
	: 水生生物に有害のおそれ
	: 長期的影響により水生生物に有害のおそれ

## 注意書き

:	
	《安全対策》
	使用前に製品安全データシート（MSDS）を入手すること。
	すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
	粉じん・煙・ガス・蒸気を吸入しないこと。
	屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
	環境への放出を避けること。
	保護具を着用すること。必要に応じて個人用保護具も着用すること。
	《応急処置》
	気分が悪い時は医師に連絡すること。
	眼に入った場合は水で数分間注意深く洗うこと。
	暴露または暴露の懸念のある場合は、医師の診断／手当てを受けること。
	《保管》
	施錠して保管すること。
	《廃棄》
	内容物や容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に処理を委託すること。

### 3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物  
 化学名 : E P D Mポリマー、カーボンブラック、オイル、ゴム薬品の混合物

化学名	CAS NO.	化審法	PRTR 法	濃度範囲 (%)
エチレン・プロピレン・エチレン/ノルボルネン共重合体	25038-36-2	6-47	—	30~40
カーボンブラック	1333-86-4	—	通知すべき物質	20~30
石油系炭化水素（鉱物油）	非公開	非公開	通知すべき物質	20~30
酸化亜鉛	1314-13-2	1-561	通知すべき物質	0~10
トリアリルイソシアヌレート	1025-15-6	5-1047	第2種監視化学物質	0~10
その他	—	—	—	10~20

### 4. 応急措置

眼に入った場合 清浄な水で数分間刺激がなくなるまで洗顔した後、必要に応じて眼科医の手当てを受けること。  
 皮膚に付着した場合 人体への特別な影響はないが、必要に応じて触れた場所を石鹸を使用して十分に水洗すること。  
 吸入した場合 固形のため該当しない。  
 飲み込んだ場合 水で口の中をよく洗浄し、必要に応じて医師の手当てを受けること。

### 5. 火災時の措置

消火方法 水、炭酸ガス、泡消火、ドライケミカルによる消火が効果的。燃焼や熱分解、不完全燃焼により黒煙、有害な一酸化炭素ガス、窒素酸化物 その他有毒ガスを発生する可能性があり、必要に応じて消火作業時は防毒マスク又送気マスクを装着する。  
 予期せぬ火災、爆発性 なし。通常温度では揮発性なし。

### 6. 漏出時の措置

飛散したものを集め、適当な容器に回収する。

### 7. 取扱い上及び保管上の注意

取扱い : 技術的対策 「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行ない、保護具を着用する。  
 : 局所排気・全体換気 「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行なう。  
 : 注意事項 作業場の整理整頓に努めるとともに、火気を近づけない。  
 : 安全取扱い注意事項 取扱い後はよく手を洗うこと。  
 保管 : 適切な保管条件 発熱、発火、変質を防止するため、直射日光、高温多湿、屋外保管を避ける。屋内保管においては、水銀灯、蛍光灯、白熱灯等強い紫外線や高熱を発生する照明の近くには保管しない。3000kgs 以上保管する場合、消防法上「指定可燃物」となり、市町村条例に従い保管する。

**8. 暴露防止及び保護措置**

管理濃度	: 設定されていない
許容濃度	: 設定されていない
設備対策	: 混練・加工・成型加工時に揮発分が発生するので、局所排気装置を設置し使用する また近くに手洗い・洗眼設備を設ける。
保護具	: 必要に応じて保護マスク・保護眼鏡・作業着・安全靴等を着用する。

**9. 物理及び化学的性質**

外観等	: 黒色固体、シート状
臭い	: 微臭あり
比重	: 1. 19
融点・沸点	: データなし
引火点・発火点	: データなし
蒸気圧・蒸気密度	: データなし
爆発範囲	: データなし

**10. 安定性及び反応性**

安定性	: 安定である
危険有害反応可能性	: 安定である
混触危険物質	: 特になし
避けるべき条件	: 特になし
危険有害な分解生成物	: 燃焼時、熱分解時、不完全燃焼時に黒煙や有害ガスを発生

**11. 有害性情報**

皮膚腐食性／刺激性：区分3

区分3に分類される成分が10%以上含まれるため、区分3とした。

眼に対する重篤な損傷・眼刺激性：区分2

$10 \times (\text{皮膚区分1} + \text{眼区分1}) + (\text{眼区分2Aまたは2B})$  が10%以上を満たすため、区分2とした。

生殖細胞変異原性：区分2

区分2に分類される成分が1.0%以上含まれるため、区分2とした。

発がん性：区分2

区分2に分類される成分が1.0%以上含まれるため、区分2とした。

生殖毒性：区分2

区分2に分類される成分が3.0%以上含まれないが、安全性等を考慮し、区分2とした。

標的臓器／全身毒性（単回暴露）：区分1

区分1に分類される成分が10%以上含まれないが、安全性等を考慮し、区分1とした。

標的臓器／全身毒性（反復暴露）：区分1

区分1に分類される成分が10%以上含まれるため、区分1とした。

## 1.2. 環境影響情報

水生環境有害性（急性）：区分3

毒性乗率  $1 \times 100 \times (\text{区分1成分濃度合計}) + (\text{区分2成分濃度合計}) \times 10 + \text{区分3成分濃度合計}$  が25%以上を満たすため、区分3とした。

水生環境有害性（慢性）：区分3

毒性乗率  $1 \times 100 \times (\text{区分1成分濃度合計}) + (\text{区分2成分濃度合計}) \times 10 + \text{区分3成分濃度合計}$  が25%以上を満たすため、区分3とした。

残留性／分解性：症例なし

生体蓄積性：症例なし

含有金属に関して主原料、副原料、製造過程での材料として、鉛、ヒ素、6価クロム、カドミウム、水銀は使用していない。

## 1.3. 廃棄上の注意

本製品：本製品はゴムであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第2条4-1及び同施行令第2条5により、「ゴムくず」は産業廃棄物に指定される。同施行令第6条3-ヌに従い、自らがゴムくずの埋め立て処分を行う場合には、予め最大径概ね15cm以下に破碎し、若しくは切断し、または自らが焼却設備を用いて焼却し埋め立てる。

容器・包材：適用される産業廃棄物処理基準及び法規に準拠。

## 1.4. 輸送上の注意

国際規制：国連分類 分類基準に該当しない

：国連番号 なし

容器については、容器・袋に漏れ・こぼれのないことを確かめ転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷くずれの防止を確実にこなう。異物混入、直射日光による変質を防ぐため、シートを掛ける等予防策を取ること。

## 1.5. 適用法令

消防法：「消防法上の危険物」ではないが、3000kgs以上の保管では、「消防法上の指定可燃物」となる。

PRTR法、労働安全衛生法：本製品中の対象化学物質、通知対象化学物質については、上記の該当欄を参照。

廃棄物処理法：同法第2条4-1及び同施行令第2条5により本製品のくずは産業廃棄物に指定。

船舶安全法： 該当せず  
道路運送車両法： 該当せず  
航空法： 該当せず

## 16. その他の情報

- (引用文献) ・ 製造元発行の各薬品MSDS
- ・ 厚生労働省ホームページ GHS対応MSDSサイト

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、新しい知見により改訂されることがあります。また、含有量、物理化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。注意事項は通常の実施を前提としており、特殊な取扱いの場合、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。